第9-11表 企業年金制度

Table 9-11: Corporate pension schemes

	厚生年金基金	適格退職年金	本 確定拠出年金	確定給付 企業年金	アメリカ
設立	(1)厚生労働大臣の・認可(2)単独設立・1,000人以上の加入員,綜合加入員(3)加入員の別立・5,000人以上の加入員(4)設立を定性(4)設立を定定性(5)付給付内容等の確保(4)により、2000分割の以下の大事を確保(4)により、2000分割の以下の大事を確保(4)により、2000分割の以下の大事の対象をを確保(4)により、2000分割のは、2000分割のは、2000分割のは、2000分割のは、2000分割のは、2000分割のは、2000分割のは、2000分割のは、2000分割のは、2000分割の対象をは、2000分別の対象をは、2000分割の対象をは、2000分割の対象をは、2000分割の対象をは、2000分割の対象をは、2000分別のののののののののののののののののののののののののののののののののの	事業主	年金の規約につ 東宝の規約に 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の 東京の 大要の での での での での での での での での でが が が が が が が は は 人 が が が が は は は は は は は は は は は は は	規約型と基金型 が合えた 制 を は り に た つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 つ い 大 っ し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し し り し り し	[エリサ法に企業年金が 満たすべき最低条件を
加入資格	業所に使用される被 保険者。	の業人を が表して を が表して を が表して で がまして で がまして で がました で に に で ま ま ま の の の の の の の の の の の の の	業に勤務する従 業員(国民年金 第2号被保険者) 個人型:自営業 (国民年金 第1号被保険者)	の被保険者等。 年金規入者に 類入者を を ができる。	
支給開始年齡	厚生年金に同じ(代 行部分)。加算型の 加算部分は自由。	自由	最初の拠出から の経過年数に応 じ60~65歳。		[繰上げ,繰下げ(法定)
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬などでする)及び上乗せ(プラスアルファ)部分。は、代行部が準(代行部分を上のる水準(見名水準)を上のる水準(厚生年金のは、老齢例部分にして、老齢例部分に同る水が関係を出りば)。		個人毎に区分され、加入日本では、加入日本では、加入日本の日本では、近年日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	約で定めるところにより算定し た額。	定額・定率等給付設計は 企業によって異なるが, 公的年金とあわせ,従前 賃金の60~70%を保障。
年金制度との調整	公的年金に上乗せされる(プラスアルファ部分)。	乗せされる。	せされる。	乗せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式=全体の 行水準準から公的年金と引 付水地当額部分を差し引 いた残りを支式会の年金と引 いた残りを式会の (2)超過方式会の と企業年金を合わせた水 行額が所得の一の年金 になるよう,公 は になるよう。 と は 日間になるよう。 と 日間になるよう。 と 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になるよう。 日間になる。 日になる。 日にな。 日になる。 日にな。 日にな。 日にな。 日になる。 日にな。 日にな。 日にな。 日にな。 日にな。 日にな。 日にな。 日にな

⁽注) 適格退職年金は、平成13年の確定給付企業年金法の成立に伴い、平成24年3月末までに他の企業年金制度等へ移行するか、制度を廃止することになった。

第9-11表 企業年金制度(続き)

Table 9-11: Corporate pension schemes (cont.)

	フランス			スウェーデン
イギリス	AGIRC	ARRCO	ドイツ	ITP
企業の任意 [社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定]	年金制度連合 会	の適用を受ける	[老齢企業年金改革 法に企業年金が満た	俸職職員退職年金制 度 全国的労使協約の適 用を受ける企業は設立 が義務づけられる。
条件なしが多くなりつつある。	幹部職員(強制加入)	一般被用者(強制加入)	[通常5年から10年の 勤務期間]	28歳以上
大部分が65歳 (女子60歳)	60歳		65歳(女子60歳)	65歳
一般的には [最終給与又は再評価 後全期間平均給与]× 乗率[1/80~1/60]× 加入年数[40年加入で 最終給与の50%以上]	終給与の約 30%]	[30年加入で最	は, 最終給与×乗率	7.5倍まで×10% 7.5倍~20倍×65%
いくつかの条件を満た せば、公的年金の付加 年金部分から適用除外 される。 同じ期間国の制度に加 入した場合の付加年金 の給付を下回らないこ と。	[公的年金と合わ 60%~70%にな	せて最終給与の	れる。 [公的年金と合わせて	公的年金に上乗せされる。 [公的年金と合わせて 最終給与の65%程度 になる。]

資料出所 日本:ライフデザイン研究所(2002)「平成14年版企業年金白書」,厚生労働省ホームページ その他:社会保険研究所(2003)「平成15年版目でみる年金」,企業年金連合会(2005)「企業 年金に関する基礎資料(平成17年10月)」,企業年金連合会ホームページ。